



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 31 日（月曜日） 第 598 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を

改正する規則……………（みやざき文化振興課） 1

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 2

○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する

条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境管理課） 8

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の

一部を改正する規則……………（循環社会推進課） 11

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） 11

○物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正

する規則……………（物品管理調達課） 13

告 示

頁

○指定納付受託者の指定……………（デジタル推進課） 14

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退（福祉保健課） 15

○救急病院の認定……………（医療政策課） 15

○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 15

○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ） 15

○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 15

○指定障害児通所支援事業の廃止（2 件）……………（ “ ） 16

○産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧……………（循環社会推進課） 16

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………（自然環境課） 17

○林業用種苗生産事業者の登録……………（森林経営課） 17

○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（漁業管理課） 17

○道路の区域の変更（2 件）……………（道路保全課） 17

○道路の供用の開始（3 件）……………（ “ ） 18

○道路の占用を制限する区域の指定（3 件）……………（ “ ） 18

規 則

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法施行細則（令和 5 年宮崎県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（学校の設置認可の申請） 第 2 条 法第 4 条第 1 項の規定により私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）の設置についての認可を受けようとする者は、学校設置認可申請書（別記様式第 1 号）に省令第 3 条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。 （1）～（15） [略] （16） 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び当該法人の代表者の履歴書並びに <u>私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 38 条第 8 項に該当しない者であることを誓約する書類</u> （17）・（18） [略] 別記 様式第 1 号（第 2 条、第 14 条、第 23 条関係） [略] 添付書類 1 ～ 17 [略]	（学校の設置認可の申請） 第 2 条 法第 4 条第 1 項の規定により私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）の設置についての認可を受けようとする者は、学校設置認可申請書（別記様式第 1 号）に省令第 3 条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。 （1）～（15） [略] （16） 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び <u>評議員名簿並びに当該法人の代表者の履歴書並びに誓約書（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に規定する役員及び評議員の資格及び構成の要件を満たしていることを誓約する書類）</u> （17）・（18） [略] 別記 様式第 1 号（第 2 条、第 14 条、第 23 条関係） [略] 添付書類 1 ～ 17 [略]

18 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び当該法人の代表者の履歴書並びに<u>私立学校法第38条第8項に該当しない者であることを誓約する書類</u> 19・20 [略] 様式第3号（第4条、第16条、第25条関係） [略] 添付書類 1～3 [略] 4 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び当該法人の代表者の履歴書並びに<u>私立学校法第38条第8項に該当しない者であることを誓約する書類</u> 5～8 [略]	18 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び<u>評議員名簿並びに当該法人の代表者の履歴書並びに誓約書（私立学校法に規定する役員及び評議員の資格及び構成の要件を満たしていることを誓約する書類）</u> 19・20 [略] 様式第3号（第4条、第16条、第25条関係） [略] 添付書類 1～3 [略] 4 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び<u>評議員名簿並びに当該法人の代表者の履歴書並びに誓約書（私立学校法に規定する役員及び評議員の資格及び構成の要件を満たしていることを誓約する書類）</u> 5～8 [略]
--	--

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の私立学校等に係る学校教育法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第23号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

目次

第1章 [略]

第2章 本庁

第1節 [略]

第2節 分掌事務

第1款～第8款 [略]

第8款の2 宮崎国スポ・障スポ局各課の分掌事務（第72条の3－第72条の6）

第8款の3 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管組織の分掌事務（第72条の7）

第9款 [略]

第3章～第7章 [略]

附則

（局及び課の設置）

第5条 次の表の左欄に掲げる部等に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。

部等	局	課
[略]		
総務部		総務課 人事課 財政課 財産総合管理課 税務課 市町村課 総務事務センター
	[略]	
[略]		

目次

第1章 [略]

第2章 本庁

第1節 [略]

第2節 分掌事務

第1款～第8款 [略]

第8款の2 宮崎国スポ・障スポ局各課の分掌事務（第72条の3－第72条の7）

第8款の3 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管組織の分掌事務（第72条の8・第72条の9）

第9款 [略]

第3章～第7章 [略]

附則

（局及び課の設置）

第5条 次の表の左欄に掲げる部等に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。

部等	局	課
[略]		
総務部		総務課 人事課 財政課 財産総合管理課 営繕課 税務課 市町村課 総務事務センター
	[略]	
[略]		

農政水産部		農政企画課 農業流通ブランド課 農業普及技術課 農産園芸課
	〔略〕	
県土整備部		管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川 課 砂防課 港湾課 都市計画課 建築住宅課 営繕課
	〔略〕	
宮崎国スポ ・障スポ局		総務企画課 競技・式典課 施設 調整課 競技力向上推進課
環境森林部 、農政水産 部及び県土 整備部共管		工事検査課（農政水産部において は、農村振興局に置く。）

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
秘書広報課	〔略〕
人事課	〔略〕
〔略〕	
企業振興課	食品・メディカル産業推進室
農政企画課	中山間農業振興室
〔略〕	
都市計画課	〔略〕
営繕課	設備室

(産業政策課)

第9条の4 産業政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(生活・協働・男女参画課)

第9条の6 〔略〕

第14条 〔略〕

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

(2) 宮崎県税・総務事務所、中部農林振興局及び宮崎土木事務所の総務事務の処理に関すること。

(3)～(11) 〔略〕

農政水産部		農政企画課 団体指導検査課 農 業流通ブランド課 農業普及技術 課 農産園芸課
	〔略〕	
県土整備部		管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川 課 砂防課 港湾課 都市計画課 建築住宅課
	〔略〕	
宮崎国スポ ・障スポ局		総務企画課 競技・式典課 施設 調整課 障スポ大会課 競技力向 上推進課
環境森林部 、農政水産 部及び県土 整備部共管		工事検査課（農政水産部において は、農村振興局に置く。） 盛土 対策課（農政水産部においては、 農村振興局に置く。）

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
秘書広報課	〔略〕
生活・協働・男女参画課	女性活躍推進室
人事課	〔略〕
営繕課	設備室
〔略〕	
企業振興課	先端技術産業推進室
〔略〕	
都市計画課	〔略〕

(産業政策課)

第9条の4 産業政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 外国人材の受入・定着の推進に関すること。

(4) 〔略〕

(生活・協働・男女参画課)

第9条の6 〔略〕

2 女性活躍推進室においては、前項第7号及び第8号に掲げる事務、第9号に掲げる事務のうち男女共同参画審議会に関する事務並びに第10号に掲げる事務のうち男女共同参画センターに関する事務を分掌する。

第14条 〔略〕

(営繕課)

第14条の2 営繕課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県有施設の営繕に関すること。

2 設備室においては、前項第1号に掲げる事務のうち電気設備及び機械設備に関する事務を分掌する。

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 〔略〕

(2) 県税・総務事務所、自治学院、福祉事務所、農林振興局及び土木事務所（串間土木事務所、高岡土木事務所及び西都土木事務所を除く。）の総務事務の処理に関すること。

(3)～(11) 〔略〕

（山村・木材振興課）

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）・（２） 〔略〕

（３） 森林組合等に関すること。

（４）～（１４） 〔略〕

２ 〔略〕

（企業振興課）

第40条 企業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）～（８） 〔略〕

（９） 医療関連産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。（１０） 食品産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。（１１） 農商工連携等の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（１２） 〔略〕

２ 食品・メディカル産業推進室においては、前項第９号から第11号までに掲げる事務を分掌する。

（農政企画課）

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１） 〔略〕

（２） 農業協同組合等の指導及び検査に関すること。（３） 農業共済に関すること。

（４） 〔略〕

（５） 日本型直接支払制度に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。（６） 鳥獣被害防止対策に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（７）～（１１） 〔略〕

２ 中山間農業振興室においては、前項第４号から第６号までに掲げる事務を分掌する。

（農業流通ブランド課）

第46条 農業流通ブランド課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）～（８） 〔略〕

（９） 卸売市場に関すること。

（農業普及技術課）

第47条 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１） 農業金融に関すること。

（２）～（１２） 〔略〕

（山村・木材振興課）

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）・（２） 〔略〕

（３） 森林組合等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（４）～（１４） 〔略〕

２ 〔略〕

（企業振興課）

第40条 企業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）～（８） 〔略〕

（９） 食品産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。（１０） 医療関連産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。（１１） 半導体、航空機及び自動車関連産業その他の先端技術産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（１２） 〔略〕

２ 先端技術産業推進室においては、前項第10号及び第11号に掲げる事務を分掌する。

（農政企画課）

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１） 〔略〕

（２） 〔略〕

（３） 中山間地域等直接支払制度に関すること。

（４）～（８） 〔略〕

（団体指導検査課）

第46条 団体指導検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１） 農業協同組合、農業共済組合、農事組合法人、卸売市場、土地改良区、水産業協同組合及び森林組合の指導及び検査に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。（２） 農業保険及び漁業共済に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。（３） 農業金融及び水産金融に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（農業流通ブランド課）

第47条 農業流通ブランド課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）～（８） 〔略〕

（９） 卸売市場に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（農業普及技術課）

第48条 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）～（１１） 〔略〕

（１２） 環境保全型農業直接支払制度に関すること。（１３） 鳥獣被害防止対策に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第48条・第49条 [略] 第49条の2 [略] (農村計画課) 第50条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>地籍調査に関すること。</u> (6) <u>土地分類調査に関すること。</u> (7)・(8) [略] (農村整備課) 第51条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 土地改良区の指導監督に関すること。 (2) [略] (3)～(7) [略] (8) <u>日本型直接支払制度（多面的機能支払に限る。）に関する</u> <u>こと。</u> 第51条の2 [略] (水産政策課) 第52条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 漁業に関する法人その他の団体に関すること。 (4) 水産金融及び漁業共済に関すること。 (5)～(10) [略] 第53条 [略] 第54条から第61条まで 削除 (道路建設課) 第65条 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>道路及び橋りょうの建設計画に関すること。</u> (2) [略] (3) <u>橋りょうの新設及び改築に関すること。</u> (4)・(5) [略] (道路保全課) 第66条 道路保全課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>橋りょうの維持管理に関すること。</u> (3)～(5) [略] (営繕課) 第72条 <u>営繕課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>県有施設の営繕に関すること。</u> 2 <u>設備室においては、前項第1号に掲げる事務のうち電気設備及</u> <u>び機械設備に関する事務を分掌する。</u> (総務企画課) 第72条の3 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>第26回全国障害者スポーツ大会の競技の運営に関するこ</u> <u>と。</u> (4) <u>その他第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者ス</u> <u>ポーツ大会の開催に関すること（他課の主管に属するものを除く</u>	第49条・第50条 [略] 第51条 [略] (農村計画課) 第52条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5)・(6) [略] (農村整備課) 第53条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>土地改良区の指導監督に関すること（他課の主管に属する</u> <u>ものを除く。）。</u> (2) [略] (3) <u>地籍調査に関すること。</u> (4) <u>土地分類調査に関すること。</u> (5)～(9) [略] (10) <u>多面的機能支払制度に関すること。</u> 第54条 [略] (水産政策課) 第55条 水産政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 漁業に関する法人その他の団体に関すること（<u>他課の主管</u> <u>に属するものを除く。）。</u> (4) <u>水産金融及び漁業共済に関すること（他課の主管に属する</u> <u>ものを除く。）。</u> (5)～(10) [略] 第56条 [略] 第57条から第61条まで 削除 (道路建設課) 第65条 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>道路、橋りょう及びトンネルの建設計画に関すること。</u> (2) [略] (3) <u>橋りょう及びトンネルの新設に関すること。</u> (4) <u>橋りょうの改築及び耐震補強に関すること。</u> (5)・(6) [略] (道路保全課) 第66条 道路保全課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>橋りょう及びトンネルの維持管理に関すること（橋りょう</u> <u>の耐震補強に係るものを除く。）。</u> (3)～(5) [略] 第72条 削除 (総務企画課) 第72条の3 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>その他第81回国民スポーツ大会の開催に関すること（他課</u> <u>の主管に属するものを除く。）。</u>
--	---

。）。
(5)～(7) [略]
 第72条の5 [略]

第72条の6・第72条の7 [略]

(物品管理調達課)
 第74条 物品管理調達課の分掌事務は、次のとおりとする。
 (1) [略]
 (2) 宮崎県税・総務事務所の所管区域内の出先機関の物品の取得に関する事。
 (3)～(6) [略]
 (所掌事務)

第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(14) [略]
(15) 同一庁舎内に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に関する事（宮崎県税・総務事務所を除く。）。
(16) 所管区域内の出先機関の物品の取得に関する事（宮崎県税・総務事務所を除く。）。

(17)～(28) [略]
 (内部組織)

第90条 [略]
 2・3 [略]

4 小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所に次の課を置く。
 [略]
 課税課
総務事務センター
 (分掌事務)

第91条 [略]
 2 前条に規定する日南県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 [略]
 総務商工センター

(1) 同一庁舎内に所在する農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に関する事。
(2) 所管区域内の出先機関の物品の取得に関する事。
(3)～(14) [略]

3 [略]

4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 納税管理課
 (1)・(2) [略]

(4)～(6) [略]
 第72条の5 [略]

(障スポ大会課)

第72条の6 障スポ大会課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第26回全国障害者スポーツ大会の競技の運営に関する事。
(2) その他第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

第72条の7・第72条の8 [略]
(盛土対策課)

第72条の9 盛土対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）の施行事務に関する事。
 (物品管理調達課)

第74条 物品管理調達課の分掌事務は、次のとおりとする。
 (1) [略]
 (2) 県内の出先機関の物品の取得に関する事 (西臼杵支庁の所管区域内を除く。)。
 (3)～(6) [略]
 (所掌事務)

第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(14) [略]

(15)～(26) [略]
 (内部組織)

第90条 [略]
 2・3 [略]

4 小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所に次の課を置く。
 [略]
 課税課
 (分掌事務)

第91条 [略]
 2 前条に規定する日南県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 [略]
 総務商工センター

(1)～(12) [略]

3 [略]

4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 納税管理課
 (1)・(2) [略]
(3) 総合庁舎に関する事。

課税課

〔略〕

総務事務センター

(1) 同一庁舎内に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の総務事務の処理に関すること。

(2) 所管区域内の出先機関の物品の取得に関すること。

(3) 総合庁舎に関すること。

(4) 出先機関に係る職員宿舍及び普通財産の管理に関すること。

(5) 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること。

(内部組織)

第 197条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する茶業支場に、次の科を置く。

栽培加工科

育種科

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
〔略〕		
宮崎県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第 270 号）第9条第2項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設置等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	〔略〕
〔略〕		
宮崎県都市計画審議会	都市計画法第77条第1項及び第2項の規定による同法第5条に規定する都市計画区域の指定に対する意見の答申その他都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務	〔略〕
〔略〕		

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
〔略〕	
県税・総務事務所	所長 次長（2人。宮崎県税・総務事務所に限る。） 課長 センター長（宮崎県税・総務事務所を除く。）
〔略〕	
総合農業試験場	場長 副場長（3人） 課長 センター長 室長 部長 支場長 所長 副セン

(4) 出先機関に係る職員宿舍及び普通財産の管理に関するこ
と。

(5) 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること。

課税課

〔略〕

(内部組織)

第 197条 〔略〕

2 〔略〕

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
〔略〕		
宮崎県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第 270 号）第8条第2項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設置等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	〔略〕
〔略〕		
宮崎県都市計画審議会	都市計画法第77条第1項及び第2項の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び都市計画に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する建議に関する事務	〔略〕
〔略〕		

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
〔略〕	
県税・総務事務所	所長 次長（2人。宮崎県税・総務事務所に限る。） 課長 センター長（日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所に限る。）
〔略〕	
総合農業試験場	場長 副場長（3人） 課長 センター長 室長 部長 支場長 所長 副セン

	ター長 副部長 科長 主任		ター長 副部長 主任
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

商工観光労働部企業振興課食品・メディカル産業推進室	商工観光労働部企業振興課先端技術産業推進室
県土整備部営繕課	総務部営繕課
県土整備部営繕課設備室	総務部営繕課設備室
小林県税・総務事務所総務事務センター	小林県税・総務事務所納税管理課
高鍋県税・総務事務所総務事務センター	高鍋県税・総務事務所納税管理課
日向県税・総務事務所総務事務センター	日向県税・総務事務所納税管理課
総合農業試験場茶業支場栽培加工科	総合農業試験場茶業支場
総合農業試験場茶業支場育種科	総合農業試験場茶業支場

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
（汚水に係る有害物質を含むものとして規則で定める要件）			（汚水に係る有害物質を含むものとして規則で定める要件）		
第29条 条例第54条の規則で定める要件は、別表第11の左欄に掲げる汚水に係る有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める方法により汚水に係る有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に定める汚水に係る有害物質が検出されること（農薬又は肥料を農用地その他の植物の栽培の用に供する土地に適正に使用することにより、当該汚水に係る有害物質が検出される場合を除く。）とする。			第29条 条例第54条の規則で定める要件は、別表第11の左欄に掲げる汚水に係る有害物質の種類ごとに同表の備考1に掲げる検定方法により汚水に係る有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に定める汚水に係る有害物質が検出されること（農薬又は肥料を農用地その他の植物の栽培の用に供する土地に適正に使用することにより、当該汚水に係る有害物質が検出される場合を除く。）とする。		
別表第11（第29条関係）			別表第11（第29条関係）		
汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値	汚水に係る有害物質の種類	値	
カドミウム及びその化合物	規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55・1に定める方法にあっては規格K0102の55の備考1に定める操作を、規格K0102の55・3に定める方法にあっては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）	[略]	カドミウム及びその化合物	[略]	
シアン化合物	規格K0102の38・1・2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法		シアン化合物		
有機りん化合物（パラチオ	排水基準告示付表1に掲げる方法		有機りん化合物（パラチオ		

ン、メチルパ ラチオン、メ チルジメトン 及びE P Nに 限る。)		ン、メチルパ ラチオン、メ チルジメトン 及びE P Nに 限る。)	
鉛及びその化 合物	<u>規格K0102の54に定める方法（ただし、 規格K0102の54・1に定める方法にあっ ては規格K0102の54の備考1に定める操 作を、規格K0102の54・3に定める方法 にあつては規格K0102の52の備考9に定 める操作を行うものとする。）</u>	鉛及びその化 合物	
六価クロム化 合物	<u>規格K0102-3の24・3・1に定める方 法（着色している試料又は六価クロムを 還元する物質を含有する試料で検定が困 難なものにあつては、規格K0102-3の 24・3・3・4のb）及び規格K0102- 3の24・2（規格K0102-3の24・2・ 2を除く。）に定める方法）又は規格K 0102-3の24・3・2に定める方法（た だし、塩分の濃度の高い試料を検定する 場合にあつては、規格K0170-7の7の a）又はb）に定める操作を行うものと する。）</u>	六価クロム化 合物	
砒素及びその 化合物	<u>規格K0102の61に定める方法</u>	砒素及びその 化合物	
水銀及びアル キル水銀その 他の水銀化合 物	<u>環境基準告示付表2に掲げる方法</u>	水銀及びアル キル水銀その 他の水銀化合 物	
アルキル水銀 化合物	<u>環境基準告示付表3及び排水基準告示付 表3に掲げる方法</u>	アルキル水銀 化合物	
ポリ塩化ビフ ェニル	<u>環境基準告示付表4に掲げる方法</u>	ポリ塩化ビフ ェニル	
トリクロロエ チレン	<u>規格K0125の5・1、5・2、5・3・ 1、5・4・1又は5・5に定める方法</u>	トリクロロエ チレン	
テトラクロロ エチレン	<u>規格K0125の5・1、5・2、5・3・ 1、5・4・1又は5・5に定める方法</u>	テトラクロロ エチレン	
ジクロロメタ ン	<u>規格K0125の5・1、5・2又は5・3 ・2に定める方法</u>	ジクロロメタ ン	
四塩化炭素	<u>規格K0125の5・1、5・2、5・3・ 1、5・4・1又は5・5に定める方法</u>	四塩化炭素	
1・2-ジク ロロエタン	<u>規格K0125の5・1、5・2、5・3・ 1又は5・3・2に定める方法</u>	1・2-ジク ロロエタン	
1・1-ジク ロロエチレン	<u>規格K0125の5・1、5・2又は5・3 ・2に定める方法</u>	1・1-ジク ロロエチレン	
1・2-ジク ロロエチレン	<u>シス体にあつては規格K0125の5・1、 5・2又は5・3・2に定める方法、ト ランス体にあつては規格K0125の5・1 、5・2又は5・3・1に定める方法</u>	1・2-ジク ロロエチレン	
1・1・1- トリクロロエ タン	<u>規格K0125の5・1、5・2、5・3・ 1、5・4・1又は5・5に定める方法</u>	1・1・1- トリクロロエ タン	
1・1・2- トリクロロエ	<u>規格K0125の5・1、5・2又は5・3 ・1に定める方法</u>	1・1・2- トリクロロエ	

タン		タン	
1・3－ジクロロプロペン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	1・3－ジクロロプロペン	
チウラム	環境基準告示付表5に掲げる方法	チウラム	
シマジン	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	シマジン	
チオベンカルブ	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	チオベンカルブ	
ベンゼン	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	ベンゼン	
セレン及びその化合物	規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法	セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	規格K0102の47に定める方法	ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	規格K0102の34・1（規格K0102の34の備考1を除く。）、34・2若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン 250ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34・1・1 c）（注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表7に掲げる方法	ふっ素及びその化合物	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格K0102の42・2、42・3、42・5、42・6又は42・7に定める方法（ただし、42・2、42・6又は42・7に定める方法により測定する場合において、規格K0102の42・1 c）の蒸留操作を行うときは、規格K0102の42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43・1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43・2・5又は43・2・6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
塩化ビニルモノマー	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法	塩化ビニルモノマー	
1・4－ジオ	環境基準告示付表8に掲げる方法	1・4－ジオ	

キサン		キサン	
備考 この表の中欄に掲げる検定方法により左欄に掲げる汚水に係る有害物質を検定した場合において、「当該汚水に係る有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の汚水に係る有害物質が検出される場合である。		備考 1 この表の左欄に掲げる汚水に係る有害物質の検定方法は、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）によるものとする。 2 1の検定方法によりこの表の左欄に掲げる汚水に係る有害物質を検定した場合において、「汚水に係る有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の汚水に係る有害物質が検出されることをいう。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年宮崎県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（書類の提出部数） 第14条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2部（正本1部及び副本1部）とする。ただし、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替施設又は保管施設を有する場合を除く。）の許可の申請にあっては、1部とする。	（書類の提出部数） 第14条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2部（正本1部及び副本1部）とする。ただし、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（ <u>省令第9条の3及び第10条の12の2に規定する基準（以下「基準」という。）に適合すると認められた者以外のもの（基準に係る審査を要する者を除く。）で、積替施設又は保管施設を有しない場合に限る。</u> ）の許可の申請にあっては、1部とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和48年宮崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（名簿の登録事項） 第3条 法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次に掲げる事項とする。 （1） [略] （2） 氏名、 <u>生年月日及び性別</u> （3）～（6） [略]	（名簿の登録事項） 第3条 法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次に掲げる事項とする。 （1） [略] （2） 氏名 （3）～（6） [略]

別記様式第3を次のように改める。

様式第 3（第 5 条関係）

二級
木造 建築士免許証書換え交付申請書

私は、このたび下記のとおり二級建築士
木造建築士 登録事項に変更が生じたので、建築士法
施行細則第 5 条の 2 第 2 項の規定により、書換え交付を申請します。

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者住所 _____
氏 名 _____

記

	登録事項	変 更
1 氏 名		
2 登 録 の 種 別	二級 ・ 木造	
3 登 録 番 号	宮崎県 第 号	
4 登 録 年 月 日	年 月 日	
5 変 更 年 月 日	年 月 日	写真貼付欄 ・ 申請者本人のみ ・ 6ヶ月以内に撮影したもの ・ 正面、無帽、無背景 ・ 縦4.5cm×横3.5cm * 写真の裏面に県名・氏名を記入し、のりでしっかりと貼り付けてください。 * 貼付した写真は免許証に転写されます。
6 変 更 の 理 由		
7 講 習 受 講 履 歴 記 載 希 望	(有) ・ (変更無) ・ (無)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第27号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則（平成10年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
物品の購入等の事務に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、物品の<u>購入等</u>の事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 [略] 2 この規則において「<u>物品の修繕</u>」とは、<u>部局及びかいが行う物品の修繕のための措置をいう。</u> (物品の購入の要求) 第3条 部局の長又はかい（<u>別表第2に掲げるかいに限る。</u>）の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を物品管理調達課長に提出して、当該物品の購入の要求をしなければならない。 2 かい（<u>別表第2に掲げるかいを除く。</u>）の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を<u>県税・総務事務所（宮崎県税・総務事務所を除く。）又は西臼杵支庁の長（以下「県税・総務事務所長」という。）</u>に提出して、当該物品の購入を要求しなければならない。 3 前2項の規定は、<u>別表第3</u>に掲げる物品の購入については適用しない。 (要求に係る物品の購入) 第4条 物品管理調達課長及び<u>県税・総務事務所長</u>は、前条の要求を適当と認めたときは、物価の推移その他の事情を勘案して適正に当該要求に係る物品（以下「要求物品」という。）を購入しなければならない。 2 物品管理調達課長及び<u>県税・総務事務所長</u>は、要求物品の購入を決定したときは、直ちに当該要求をした部局の長又はかいの長に調達決定書（別記様式）を送付するものとする。 (物品の修繕) 第5条 部局の長及びかいの長は、<u>物品の修繕の必要が生じたときは、財務規則第162条の規定により当該物品の修繕のための措置をとるものとする。ただし、部局において、当該修繕に係る予算執行の伺いの執行予定額が100万円以上の場合は、物品管理調達課長に合議しなければならない。</u> (要求物品の検査等) 第6条 購入した要求物品の検査は、物品管理調達課長又は<u>県税・総務事務所長</u>が行う。ただし、物品管理調達課長又は<u>県税・総務事務所長</u>が、部局又は部局以外の機関に直接納品を行うことが適当と認めた要求物品の検査は、部局の長又は部局以外の機関の長が行う。	物品の購入の事務に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、物品の<u>購入</u>の事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 [略] (物品の購入の要求) 第3条 部局の長又はかい（<u>西臼杵支庁及び高千穂保健所を除く。</u>）の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を物品管理調達課長に提出して、当該物品の購入の要求をしなければならない。 2 かい（<u>高千穂保健所に限る。</u>）の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を<u>西臼杵支庁長</u>に提出して、当該物品の購入を要求しなければならない。 3 前2項の規定は、<u>別表第2</u>に掲げる物品の購入については適用しない。 (要求に係る物品の購入) 第4条 物品管理調達課長及び<u>西臼杵支庁長</u>は、前条の要求を適当と認めたときは、物価の推移その他の事情を勘案して適正に当該要求に係る物品（以下「要求物品」という。）を購入しなければならない。 2 物品管理調達課長及び<u>西臼杵支庁長</u>は、要求物品の購入を決定したときは、直ちに当該要求をした部局の長又はかいの長に調達決定書（別記様式）を送付するものとする。 (要求物品の検査等) 第5条 購入した要求物品の検査は、物品管理調達課長又は<u>西臼杵支庁長</u>が行う。ただし、物品管理調達課長又は<u>西臼杵支庁長</u>が、部局又は部局以外の機関に直接納品を行うことが適当と認めた要求物品の検査は、部局の長又は部局以外の機関の長が行う。

が行う。

2 前項ただし書の検査を行った部局の長又は部局以外の機関の長は、当該検査の結果を速やかに物品管理調達課長又は県税・総務事務所に長に報告するものとする。

（要求物品の交付）

第7条 物品管理調達課長及び県税・総務事務所は、前条第1項本文の検査を終え、又は同条第2項の報告を受けたときは、直ちに当該部局の長又はかひの長に要求物品を交付するものとする。

（その他）

第8条 物品の購入等の事務に関しては、この規則に定めるもののほか、財務規則に定めるところによる。

別表第2（第3条関係）

宮崎県税・総務事務所
身体障害者相談センター
中央保健所
中部農林振興局
宮崎土木事務所
高岡土木事務所
中部港湾事務所
中部教育事務所
図書館
総合博物館
宮崎家畜保健衛生所
教育研修センター
建設技術センター
計量検定所
消費生活センター
美術館
中央福祉こどもセンター
埋蔵文化財センター
消防学校
スポーツ指導センター
精神保健福祉センター

別表第3（第3条関係）

1～13 〔略〕

14 物品管理調達課又は県税・総務事務所で単価契約を行い、その単価に基づき部局又はかひが購入することについて物品管理調達課長又は県税・総務事務所が適当と認めたもの

15～23 〔略〕

別記様式（第4条関係）

〔略〕

物品管理調達課長
（県税・総務事務所）

〔略〕

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

2 前項ただし書の検査を行った部局の長又は部局以外の機関の長は、当該検査の結果を速やかに物品管理調達課長又は西臼杵支庁に長に報告するものとする。

（要求物品の交付）

第6条 物品管理調達課長及び西臼杵支庁は、前条第1項本文の検査を終え、又は同条第2項の報告を受けたときは、直ちに当該部局の長又はかひの長に要求物品を交付するものとする。

（その他）

第7条 物品の購入の事務に関しては、この規則に定めるもののほか、財務規則に定めるところによる。

別表第2（第3条関係）

1～13 〔略〕

14 物品管理調達課又は西臼杵支庁で単価契約を行い、その単価に基づき部局又はかひが購入することについて物品管理調達課長又は西臼杵支庁が適当であると認めたもの

15～23 〔略〕

別記様式（第4条関係）

〔略〕

物品管理調達課長
（西臼杵支庁）

〔略〕

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所在地
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の範囲

株式会社グラファーが提供する G r a f f e r スマート申請を利用して納付される手数料、郵送料、使用料及び諸収入

3 指定をした日

令和 7 年 1 月 21 日

4 指定納付受託者に納入させる期間

令和 7 年 1 月 21 日から令和 9 年 11 月 30 日まで

宮崎県告示第 188号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（第 55 条第 2 項において準用する同法第 51 条第 1 項）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
安光薬局	東臼杵郡門川町東栄町 2 丁目 1 番 1 号	令和 7 年 2 月 1 日

宮崎県告示第 189号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人三和会池田病院	小林市真方 27 番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

令和 7 年 3 月 5 日から令和 10 年 3 月 4 日まで

宮崎県告示第 190号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560490130	訪問看護事業所ブレイブマーリン	宮崎県日南市材木町 2-22	株式会社メビウス	東京都港区赤坂六丁目 10 番 45-703 号	令和 7 年 2 月 1 日	訪問看護

宮崎県告示第 191号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560490130	訪問看護事業所ブレイブマーリン	宮崎県日南市材木町 2-22	株式会社メビウス	東京都港区赤坂六丁目 10 番 45-703 号	令和 7 年 2 月 1 日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 192号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4551726161	多機能型事業所かなで	北諸県郡三股町大字餅原 993 番地 1	合同会社きょうめい	北諸県郡三股町大字餅原 993 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所

宮崎県告示第 193号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550800124	ウィッシュ	西都市大字清水 7 93番地	社会福祉法人光陽会	西都市大字清水 7 93番地	令和7年3月31日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 194号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000319	サポートセンター なちゅれ	宮崎県新富町富田北2丁目3番地	株式会社 祐脩	宮崎県宮崎市東大淀2丁目2番44号 ユウシビル3F	令和7年3月31日	保育所等訪問支援

宮崎県告示第 195号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社都城北諸地区清掃公社
都城市吉尾町2159番地
株式会社都城北諸地区清掃公社 代表取締役 梶 卓也
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
都城市梅北町 448番1の一部、448番2の一部、449番1の一部、450番、451番、451番1、453番2の一部、454番の一部
- 産業廃棄物処理施設の種類の
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

- がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 金属くず
- 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- ゴムくず
- 申請年月日
令和7年1月9日
- 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課及び宮崎県都城保健所並びに都城市環境政策課及び都城市中郷地区市民センター
 - 期間
令和7年3月31日から令和7年4月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課
 - 期間
令和7年3月31日から令和7年5月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 意見書の記載事項等
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見

書提出者の氏名及び住所を記載すること。

宮崎県告示第 196号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 えびの市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 小林市・えびの市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 小林市
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 197号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1432	黒木 照美 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内 186番地13	採取 精選	幼苗の育成	黒木 照美 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内 186番地13
1433	河内 宏祐 宮崎県日向市新生町2丁目29番地2	採取 精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	河内 宏祐 宮崎県日向市新生町2丁目29番地2
1434	高野 栄治 宮崎県宮崎市田野町あけぼの2丁目50番地	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	高野 栄治 宮崎県宮崎市田野町あけぼの2丁目50番地

宮崎県告示第 198号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和3年宮崎県告示第 238号による保険に付すべき義務は、令和7年3月27日限り消滅した。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

島浦町加入区 浦城加入区 延岡加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 日向市加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 宮崎市加入区 日南市加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区 串間東加入区 串間市加入区

宮崎県告示第 199号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	えびの市大字東川北黒原 国有林30	旧	13.3～ 23.8	181.2

			16林班ろ小班から同市同大字黒原国有林3016林班ろ小班まで	新	23.8～ 86.6	181.2
--	--	--	--------------------------------	---	---------------	-------

宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	県道	小林え びの高 原牧園 線	小林市細野 字堀ノ内11 22番5から 同市細野字 佃 807番1 地先まで	旧	6.1～ 14.5	647.1
				新	6.6～ 19.0	647.1

宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	えびの市大 字東川北黒 原国有林30 16林班ろ小 班から同市 同大字黒原 国有林3016 林班ろ小班 まで	令和7年3月31日

宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字 大納字宮田 2986番1地 先から同市 同大字同字 2981番7地 先まで	令和7年3月31日

宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市山田 町山田字脇 之馬場3889 番9地先か ら同市同町 山田字中牟 田4297番19 地先まで	令和7年3月31日

宮崎県告示第 204号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	えびの市大字東川北黒原国有林3016林班ろ小班から同市同大字黒原国有林3016林班ろ小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月31日

宮崎県告示第 205号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都城野尻線	都城市山田町山田字脇之馬場3889番9地先から同市同町山田字中牟田4297番19地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月31日

宮崎県告示第 206号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和7年3月31日から同年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	小林えびの高原牧園線	小林市細野字堀ノ内1122番5から同市細野字佃 807番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月31日

--	--